

平成28年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年3月2日(水) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真、  
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 議案第 1号 選挙人名簿に登録することについて
  - (2) 議案第 2号 選挙人名簿から抹消することについて
  - (3) 報告第 1号 登録の移し替えをした者について
  - (4) 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - (5) 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
  - (6) 報告第 4号 不在者投票を行うことができる施設の指定について

午前8時51分開会

木村書記長 おはようございます。只今から平成28年第1回三種町選挙管理委員会を開催致します。近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。この冬は、雨が降ったり雪が降ったりと気候の変動が大きいのが特徴ですが、3月に入りそろそろ農作業の準備も始まりますので、天気が良くなってくれればと思っていますところでは。

さて。今日は、6件ほど案件がございます。よろしくご審議の程お願い申し上げまして挨拶と致します。

それでは、進めさせていただきます。

始めに、本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員をお願い致します。

案件に入りまして、議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成28年3月2日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について説明致します。

本件につきましては、3月1日を基準日としまして、12月定時登録後の新成人と転入3カ月経過者の登録を行うものでございます。

まず、「1」の成人登録でございます。対象者は、基準日3月1日までに満20歳に達する者。生年月日では、平成7年12月3日から平成8年3月2日生まれの者で、男19人、女16人、計35人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

対象者は、昨年12月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者。転入日では、昨年の9月2日から12月1日までの者で、男20人、女29人、計49人。

よって、今回の成人、転入を合わせた登録者総数は、男39人、女45人、合計84人でございます。

別紙の名簿の方をご覧下さい。

1頁目が成人登録の35名でございます。名簿の「生年月日」の欄が、平成7年12月3日から平成8年3月2日までの者が本日登録となっております。

次に、転入登録の49名でございますが、2頁と3頁に記載してございます。

今回の転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成27年9月2日から12月1日までの者でございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方を確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 何かお気づきの点等ございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第1号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第1号は原案どおり決定と致します。

次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成28年3月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

内容でございますが、登録の抹消につきましては、12月定時登録後の死亡者と転出4カ月経過の抹消でございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、昨年12月2日から3月1日までの死亡届が対象で、男42人、女32人、計74人となっております。

次に、「2」の転出抹消者でございます。昨年11月1日以前に三種町から転出した者が4カ月経過でございますが、対象者の範囲と致しましては、転出日が8月2日から11月1日までの者となります。人数は、男32人、女28人、計60人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男74人、女60人、合計134人でございます。

抹消につきましても、別紙の名簿をご覧願います。

まず、4頁から6頁が死亡抹消者の74名でございます。死亡抹消につきましては、死亡の届出が、平成27年12月2日から3月1日までの者でございます。なお、4頁の23番につきましては、届出が12月3日ということで、今回計上となっております。

次に、転出抹消者60名につきましては、7頁と8頁に記載しております。今回は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成27年8月2日から11月1日までの者が4カ月経過の抹消でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方を確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたらご発言下さい。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 名簿の方ご確認いただきまして、何かご意見、ご質問等ござい

ませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いというご発言でしたが、議案第2号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第2号は原案どおり決定と致します。

続きまして、報告第1号「登録の移し替えをした者について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第1号「登録の移し替えをした者について」。

平成28年3月2日付けの定時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

内容でございますが、登録の移し替えにつきましては、昨年12月2日から3月1日までの町内転居により、投票区の変更が生じた者の登録の移し替えでございます。今回の人数は、男5人、女15人、合計20人でございます。

対象者につきましては、別紙名簿の9頁と10頁に記載しております。

以上、報告致します。

近藤委員長 はい。それでは、名簿等の確認と、ご意見等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようですが、報告第1号は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、報告第1号を原案どおり承認致します。

次に、報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数」については、いずれも直接請求に必要な署名数で関連がありますので、一括して上程させていただきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。始めに、報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の

数について」説明致します。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は312である。

この50分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございます。

算定の基礎になります、3月定時登録の選挙人名簿登録者数につきまして、4頁の方で説明致します。

まず、前回12月定時登録の名簿登録者数が、合計で15,622人でございます。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡、転出合わせて134人、登録が新有権者、転入合わせて84人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が右側の15,572人、前回と比較し50人の減でございます。

50分の1の数につきましては、15,572人の50分の1でございます。

続きまして、議案集6頁をお開き下さい。

報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,191である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、選挙人名簿登録者数15,572人の3分の1に当たる5,191となっております。

以上、報告第2号と報告第3号について、一括で報告致します。

近藤委員長

はい。只今の説明につきまして、何かご意見等ございますか。  
（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長

特にご意見等無いようですが、報告第2号、第3号について、いずれも原案どおり承認してよろしいでしょうか。  
（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長

異議無しとのことですので、報告第2号、第3号は原案どおり承認と致します。

続きまして、報告第4号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」。説明をお願いします。

清水書記

報告第4号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」。

公職選挙法施行令第55条第2項の規定による不在者投票のできる施設として、秋田県選挙管理委員会から次のとおり指定された。

- 1 名称 介護老人保健施設 やよい
- 2 所在地 三種町鹿渡字猿田牛渕25番地62
- 3 指定年月日 平成27年12月22日

本件につきましては、昨年10月15日の委員会でご協議いただきまして、その後、県の選挙管理委員会に指定申請を行っていたものでございます。昨年の12月22日付けで正式に指定ということで、県選挙管理委員会の告示がされておりますのでご報告致します。

近藤委員長 只今の説明につきましては、何かご質問等ありましたらご発言願います。

川田委員 よろしいですか。

近藤委員長 はい、どうぞ。

川田委員 施設での不在者投票も、投票箱に投票して1日で終わるのですか。

清水書記 通常の投票所での投票とは異なりまして、あくまで不在者投票ですので、選管から投票用紙と不在者投票用の封筒を交付します。それで、施設内の投票記載所で入所の方が投票用紙に記載して封筒に入れ、施設の方で選管に送付することになります。

期間は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間の中で行うこととなります。ちょうど期日前投票と同じ投票期間になります。

川田委員 施設の方に投票所を設けるような感じですね。

清水書記 はい、そうです。不在者投票の方法としましては、1つは、選管の事務室に来ていただいて投票していただく方法。もう1つは、出稼ぎ先などの滞在地に投票用紙と不在者投票用の封筒を郵送しまして、現地の選管に出向いて投票する方法の2つがあります。イメージとしましては、この事務を施設の投票管理者が代わって行うというようなものです。これで、施設に入所している方は、投票しやすくなります。

近藤委員長 ちなみに、三種町内では、何施設が指定されていますか。

清水書記 はい。養護老人ホームやまもと、特養もりたけ、美幸苑、希望苑、老人保健施設やかた、そして今回のやよい。森岳温泉病院の7カ所です。

ただ、指定を受けていても、状況によっても利用されない場合もあります。

門間書記 美幸苑の場合は、期日前投票所が近いですので、そちらを利用される場合もあります。

近藤委員長 他にありませんか。

加賀谷委員 不在者投票の期間中に行われるということですが、期間中施設の方で保管していて、終わってから選管に届けるのですか、それともその都度届けるのですか。

門間書記 施設の方でも、投票日と、この日の何時から何時まで投票を行いますということを決めてやっているようです。それが終われば、選管の方に送付するという形ですが、その様子を見て、「私も投票してみたい」と思う人もいらっしゃって、そうすると、施設の方で再度投票用紙を請求して、投票を行って、ということになります。いずれ、投票日は施設の方で決めているようです。

近藤委員長 いくらかでも投票率に結び付けてくれればと思いますね。

それでは、報告第4号について、原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

報告第4号を原案どおり承認致します。

次に、「その他」として事務局からお願いします。

清水書記 それでは、8頁の方で今後の日程について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

近藤委員長 それでは、他に特に無ければ、本日の委員会を閉じたいと思います。どうもご苦労さまでした。

午前9時42分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_